⑵　構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成13年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる以下の㋐の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成13年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる以下の㋑の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成13年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐　変風量方式の空気調和機（大温度差空調方式※に限る。）を更新又は新設により設置した工事

㋑　変風量方式の空気調和機（中央式空気調和設備に限る。）を更新又は新設により設置した工事

※大温度差空調方式とは、空気調和機の冷水出入口温度差が７℃以上の場合、又は空気調和機の冷水コイル出口温度が14℃（乾球温度）以下の場合のいずれかとする。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の暖冷房衛生設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の暖冷房衛生設備工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省経審発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「特許庁総合庁舎改修⑯機械設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 28 年 8 月 22 日

外務省大臣官房会計課長　志水　史雄

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第 75 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達計画特定役務及び数量

外務省ＩＴ広報業務の業務・システム最適化に係るプロジェクト・マネジメント・オフィス支援業務一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　調達予定時期　調達説明書のとおり。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成28年９月28日正午12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　河原　昌昭　電話03―3580―3311　内線2143　ＦＡＸ03―5501―8097

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成28年８月22日から平成28年９月27日

⑵　交付場所　電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード可。※上記２⑵の場所においても随時交付可（除く閉庁日）。

4　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成28年９月６日午前11時00分

⑵　開催場所　外務省入開札室

※本件に参加を希望する者は、必ず本説明会に出席すること。

5　その他

⑴　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成28年９月５日午後５時00分までに下記⑵に示す申込先に書面により申込をすること（様式適宜）。なお、申込方法は、原則ＦＡＸによることとするが、手交、郵送によることも可とする。

⑵　申込先　外務省大臣官房広報文化外交戦略課ＩＴ広報室　田村　憲一　電話03―3580―3311　内線4999　ＦＡＸ03―5501―8453

⑶　この調達計画の詳細は調達説明書による。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Project Management for the Japanese Foreign Ministry's Internet Public Relations and its Systems 1 set.

⑶　Type of the procurement : purchase

⑷　Time-limit for the submission of the requested material : 12 : 00 noon September 28, 2016

⑸　Contact point for the notice : Kenichi Tamura, Internet Public Relations Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 4999 FAX 03―5501―8453